

平成21年（行コ）第213号

八ッ場ダム公金支出差止（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 深澤洋子外37名

被控訴人 東京都水道局長外4名

証拠説明書（甲第68～70号証）

平成24年12月21日

東京高等裁判所民事第5部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 西 島 和

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲68	東京都水道局の水道事業会計貸借対照表平成13～22年度	H24年	東京都水道局	東京都水道局の水道事業会計貸借対照表で、ダム使用権は水利権などと並び、無形固定資産に位置づけられていること。	写し
甲69	東京都水道局のホームページ	H24年	東京都水道局	東京都水道局が、常に効率的な水道事業運営を図り、企業の経済性を発揮することが求められていることを認識していること。	写し
甲70	特定多目的ダム法施行令改正の新聞記事	H16年	時事通信社	特定多目的ダム法の施行令は2004年2月20日に改正され、ダム使用権設定予定者が当該ダム事業から撤退する場合の費用清算ルールを定められたこと。	写し

以上